

留 監 第 9 0 号
令和 3 年 8 月 2 6 日

留萌市長 中 西 俊 司 様

留萌市監査委員 益 田 克 己
留萌市監査委員 村 上 均

令和 2 年度公営企業会計に係る資金不足比率審査意見書の提出につ
いて

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 2 条第 1 項の規定により審査に付
された令和 2 年度資金不足比率を審査したので、別紙のとおりその意見を提出しま
す。

令和２年度公営企業会計に係る資金不足比率審査意見書

１ 審査の対象

令和２年度決算に基づき算定された資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類。

２ 審査の期間

令和３年８月１１日から令和３年８月２６日

３ 審査の概要

この資金不足比率審査は、留萌市監査基準に基づき、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか否かを主眼として実施した。

４ 審査の結果

(１) 総合意見

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

	資金不足比率	経営健全化基準	令和元年度 資金不足比率
港湾事業特別会計	－　％	20.0　％	－　％
下水道事業特別会計	－　％	20.0　％	－　％
水道事業会計	－　％	20.0　％	－　％
病院事業会計	－　％	20.0　％	9.9　％

(2) 個別意見

① 港湾事業特別会計の資金不足比率について

留萌市各会計歳入歳出決算審査意見書に記載した歳入歳出決算総括表（資料1）からもわかるとおり、歳入歳出差引額が0円で資金不足は無いが、この収支均衡は一般会計からの繰入金82,862千円により保たれているものである。

特別会計は本来特定の収入をもって特定の歳出に充てる仕組みのものであるから、事業運営の一層の効率化と積極的な収入確保に努め、一般会計からの繰り入れは、必要最小限にとどめるよう努力することが求められる。

② 下水道事業特別会計の資金不足比率について

留萌市各会計歳入歳出決算審査意見書に記載した歳入歳出決算総括表（資料1）からもわかるとおり、歳入歳出差引額が14,500千円となり、そこから繰越明許費繰越額を差し引くと実質的には0円で資金不足は無いが、この収支均衡は一般会計からの繰入金390,384千円により保たれているものである。

令和2年度は実質的な単年度収支もプラスマイナス0円となっており、収支不足は発生していないが、今後も事業運営の一層の効率化と積極的な収入確保に努められたい。

③ 水道事業会計の資金不足比率について

流動資産は342,856千円、流動負債は106,018千円（建設改良費等の財源に充てるための企業債254,282千円を除外）となり、差し引き資金剰余額は236,838千円となることから、資金不足は発生せず、指摘すべき事項は無い。

④ 病院事業会計の資金不足比率について

流動資産1,414,285千円、流動負債1,089,713千円（建設改良費等の財源に充てるための企業債564,267千円を除外）となり、差し引き資金剰余額は324,572千円となることから、資金不足は発生せず、指摘すべき事項は無い。